

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に 関する条例の一部改正	令和 7 年 7 月 10 日 警 務 課
1 改正理由 人事院規則 9－30（特殊勤務手当）の規定に準じ、手当の支給額増額等、 所要の改正をしようとするものである。 2 改正条例 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児 島県条例第47号） 3 改正内容 本県警察職員に支給される災害応急作業等手当について、通常の手当額が 840円以内であるところ 大規模な災害として公安委員会が人事委員会と協議して定める災害に 係る作業に従事した場合には、その支給額を1,080円以内 とするもの。 4 施行期日 公布日（令和 7 年 4 月 1 日適用） 5 経過措置 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県地方警 察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤 務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。		